

# 「研究生」出願手続について(26秋)

## 1. 日程について(全て日本時間)

【事前相談申請期間】	2026年7月3日(金)～7月17日(金)17時
【出願期間】	2026年7月24日(金)～7月31日(金)17時
【受入許可発表日】	2026年8月28日(金)
【授業料振込み期間】	2026年8月28日(金)～9月11日(金)

## 2. 出願資格

### ①博士後期課程入学前受入

本学受入指導教員と事前面談により「受入可」と判断され、研究生推薦書を作成しても絶えた者かつ、次の各号のいずれかに該当する者。または、2026年9月15日までに該当する見込みのある者で、審査の対象となる修士論文(またはこれに変わる特定の課題についての研究の成果)があること。

1. 修士の学位や専門職学位を有する者。
2. 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
3. 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
4. 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校\*)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。\*[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111317/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317/001.htm)
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。
6. 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者。
7. 文部科学大臣が指定した者。
8. 外国の学校、我が国において大学院の課程を有すると認定できる外国の教育施設及び国際連合大学の教育課程を履修し、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに関連分野の基礎的素養を当該前期課程において修得又は涵養すべきものについての試験や、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力を当該前期課程において修得すべきものについての審査に相当するものの合格により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。

### ②博士後期課程退学受入

本学受入指導教員と事前面談により「受入可」と判断され、研究生推薦書を作成しても絶えた者かつ、次の各号の全てに該当する者。または、2026年9月15日までに該当する見込みのある者。

1. 本学大学院の博士後期課程に3年間在籍していたこと。ただし、休学期間は含まない。
2. 本学大学院の博士後期課程を所定の期限までに退学手続きをしていること。
3. 二次にわたる中間試問に合格していること。

### ③博士前期(修士)課程入学前受入

本学受入指導教員と事前面談により「受入可」と判断され、研究生推薦書を作成しても絶えた者かつ、次の各号のいずれかに該当する者。または、2026年9月15日までに該当する見込みのある者。

1. 大学を卒業した者。
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
4. 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者。
5. 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校\*)を修了した者。  
\*[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm)
6. 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者(施行規則第155条第1項第4号の2)。
7. 指定された専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧\*)を修了した者。  
\*[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm)
8. 旧制学校等を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号)。
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者。  
(昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
10. 文部科学大臣の指定した者
11. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。

なお、出願資格①～③において、外国籍を有し在留資格が「永住者」「定住者」以外の者は、以下のいずれかの資格を有する必要がある（出願時に語学スコア提出必須）。

「日本語能力試験（JLPT）」N1：（独）国際交流基金、（公財）日本国際教育支援協会実施  
「実用日本語検定（J.TEST）」で700点（準B級）以上：日本語検定協会・J.TEST事務局主催  
「日本留学試験（EJU）」で日本語科目「読解・聴読解・聴解」300点以上、及び「記述」33点以上  
「JPT（日本語能力試験）」660点以上：一般社団法人 日本語能力試験実施委員会運営  
「日本語 NAT-TEST」1級：専門教育出版 日本語 NAT-TEST 運営委員会実施

### 3. 事前相談から受入手続きまでの流れ

- 1 事前相談申請期間に本学指定の申請フォームから内容記入・書類提出
- 2 大学院事務室から教員との事前相談日程調整連絡をします。
- 3 本学の受入指導教員と受入可能か事前相談面談を実施 ※出願開始までに実施できない場合は出願不可
- 4 （受入可能な場合）大学院事務室から研究生推薦書・選考料の振込先をお伝えします。
- 5 出願書類をそろえて、出願期間に本学指定の出願フォームから出願する。
- 6 8/28(金)に最終受入可否をメールで連絡します。※可否通知の郵送は行っておりません
- 7 指定の期日までに受入手続（授業料・登録料の納入）を行う※振込用紙の郵送は行っておりません
- 8 入金確認後大学院事務室から案内がありますので、学生証と受入許可書を受け取る。

### 4. 事前相談申請時提出書類について

- (1) 桜美林大学大学院 研究生志願書（3ヶ月以内の顔写真を貼付）
- (2) 研究計画書

### 5. 出願時提出書類について

- (1) 桜美林大学大学院 研究生志願書（3ヶ月以内の顔写真を貼付）
- (2) 研究計画書
- (3) 研究生推薦書
- (4) 出願資格を証明する大学等の卒業証明書【本学在籍中の者は提出不要】
- (5) 健康診断書（受診日が2025年9月16日以降のものに限る）
- (6) 選考料（10,000円）の振込領収書（ATM利用明細書でも可）
- (7) 在留カード（両面）の写し【外国籍の者】
- (8) 査証（顔写真と在留許可の証印が付されているページ）の写し【外国籍の者】
- (9) 上記出願資格に挙げた日本語の語学資格スコア【外国籍で「永住者」「定住者」以外の者】  
※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

### 6. 受入決定について

- \* 8月28日（金）に受入許可者を発表します。
- \* 受入許可者は、下記を別途指定する口座・期日までに振込み、振込領収書（利用明細書）を大学院事務室（新宿または町田）までご持参ください。
  - 授業料（6ヶ月150,000円、1年300,000円）
  - 他大学出身者は登録料（20,000円）
- \* 入金確認後に受入許可証と学生証を発行します。

#### -----研究生について-----

- (1) 当該研究科の受入指導教員による研究指導を受けることができる。
- (2) 当該研究科の紀要への投稿資格が与えられる。
- (3) 共同研究室内座席・ロッカーを使用することができる。
- (4) 図書館等、本学の教育・研究のための施設を原則として使用することができる。
- (5) 学生証の発行を受けることができる。
- (6) 研究生は、事前相談・出願時に当該在籍期間に携わる研究計画を書面で提出する。  
また、在籍期間終了日までに研究成果を書面で提出する。
- (7) 本学の研究生に相応しくない者は、在籍期間途中であっても資格を失うことがある。
- (8) 出願時に所有している本学正規生としてのネットワーク利用アカウントは削除され、新しいアカウントが与えられる。学期末までに必要データは保存しておくこと。

【注意】研究生が「留学」の在留資格で活動できる期間は、原則1年（他大学を含む大学の全課程[学部、博士前期、博士後期課程等]の研究生在学期間を含み最長2年）となります。

#### ● お問い合わせ先 ●

桜美林大学 大学院事務室（新宿キャンパス）

Tel 03-3366-0240 / Mail [g-school@obirin.ac.jp](mailto:g-school@obirin.ac.jp)